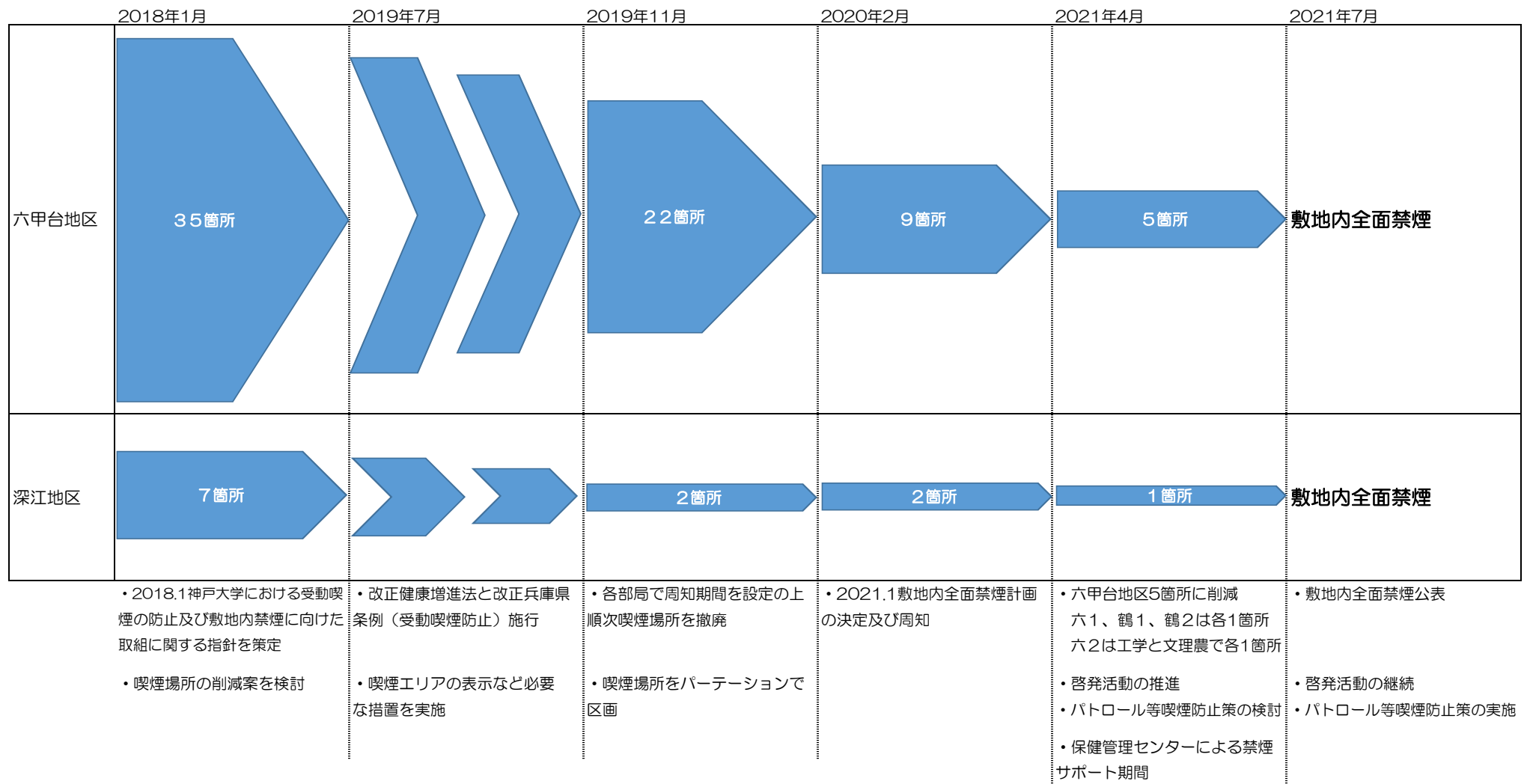


<神戸大学敷地内全面禁煙計画>



【参考】

2019年7月に改正健康増進法と改正兵庫県条例が施行され、受動喫煙を防止するため、屋内喫煙場所の設置は不可となった。受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた屋外喫煙場所は設置することができる。楠地区、ポートアイランド地区、名谷地区、住吉地区、明石地区、大久保地区は既に敷地内禁煙となっている。